

国土交通省における  
アスベスト対策の推進

平成18年3月31日

国土交通省  
アスベスト対策推進本部

## 目次

1.はじめに	1
1.1 今回のアスベスト問題の経緯	1
資料 1.1-1 アスベスト問題に関する最近の経緯	10
資料 1.1-2 「アスベスト問題に係る総合対策」の概要	11
資料 1.1-3 国土交通省におけるアスベスト問題に係る総合対策	12
資料 1.1-4 アスベスト問題における国土交通省の対策の概要	13
資料 1.1-5 アスベスト対策部会の建議を受けた今後の予定	15
1.2 アスベストとは	1
資料 1.2-1 アスベスト輸入量の推移	17
資料 1.2-2 中皮腫の死亡者の推移/石綿にさらされる業務による肺がん・中皮腫の労災補償状況	18
資料 1.2-3 石綿ばく露による肺がん、中皮腫労災認定業種別件数(平成16年度以前全公表対象)	19
1.3 政府及び国土交通省の過去の対応	2
資料 1.3 国土交通省における過去の対応の検証	20
1.2. アスベスト問題に対するこれまでの対応	
2.1 吹付けアスベスト等の使用実態把握と除去等の推進	3
資料 2.1-1 アスベスト対策の実施状況	21
資料 2.1-2 國土交通省アスベスト改修型事業の創設(優良建築物等整備事業)	22
資料 2.1-3 アスベスト改修型事業の創設(優良建築物等整備事業)	23
資料 2.1-4 地域住宅交付金制度の概要	24
資料 2.1-5 日本政策投資銀行 生活環境整備促進事業	25
資料 2.1-6 中小企業金融公庫 環境対策資金	26
資料 2.1-7 国民生活金融公庫 環境対策資金	27
資料 2.1-8 石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律の概要	28
資料 2.1-9 大気汚染防止法改正の概要	29
資料 2.1-10 地方財政法改正の概要	30
資料 2.1-11 建築基準法改正の概要	31
資料 2.1-12 廃棄物処理法改正の概要	32
資料 2.1-13 (財)日本建築センターによる建設技術審査証明	33

資料 2.1-14 石綿(アスベスト)除去に関する費用について	37
2.2 解体時のアスベスト飛散防止の徹底	5
資料 2.2 石綿に関する行動計画の進捗状況について	39
2.3 国民の有する不安への対応	6
資料 2.3-1 アスベストによる健康被害等の状況に関する調査	40
資料 2.3-2 船員であった者に対する健康管理制度	
2.4 隙間のない健康被害者の救済	41
資料 2.4 石綿による健康被害の救済に関する法律の概要	42
3. 國土交通省の今後のアスベスト対策の推進	
3.1 今後の被害を未然に防止するための対応	7
資料 3.1 アスベスト建材の法令・手続ポスター	
「石綿による環境汚染・健康障害をなくそう！」	43
3.2 国民の有する不安への対応	8
資料 3.2-1 アスベスト調査に係る情報についての 重要事項説明への追加について	44
資料 3.2-2 各種問い合わせ先	45

## 1.はじめに

### 1.1 今回のアスベスト問題の経緯（資料 1.1-1）

平成 17 年 6 月末に、尼崎市の石綿製品工場の従業員が肺ガンや中皮腫で死していることが公表された。また、工場周辺の住民や従業員の家族が中皮腫等を発症・死亡していることが報道された。さらに、8 月には文具店の店主が中皮腫で亡くなっており、店内に使用されていた吹付けアスベストが原因と考えられることが報道された。

このような状況を受け、政府は 7 月にアスベスト問題に関する関係閣僚会合（以下「閣僚会合」という。）を設置し、アスベスト問題に係る当面の対応をとりまとめるとともに、12 月には「隙間のない健康被害者の救済」、「今後の被害を未然に防止するための措置」、「国民の有する不安への対応」を柱とする政府の総合対策をとりまとめた（資料 1.1-2～1.1-4）。

この総合対策を受け、第 164 回通常国会において、平成 18 年 2 月 3 日にアスベストによる健康被害対策などのための補正予算、「石綿による健康被害の救済に関する法律」、「石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律」が成立したところである。

国土交通省としても、アスベストの健康被害状況や露出したアスベストの実態把握に努めるとともに、11 月にはアスベスト対策推進本部を設置して、アスベスト対策の推進を図ることとし、国土交通省におけるアスベストの対策をとりまとめた。また、8 月には社会資本整備審議会建築分科会にアスベスト部会を設置し、12 月に建築物における今後のアスベスト対策について建議をいただいた（資料 1.1-5）。さらに、道路施設アスベスト対策検討委員会を設置し、道路施設におけるアスベストの使用の実態把握を行うとともに、アスベスト飛散防止対策をとりまとめている。

### 1.2 アスベストとは

そもそもアスベスト（石綿）とは、太古より火山活動で火成岩の一種である超塩基性岩の地殻内マグマの裂け目に水が侵入し、非常に高い圧力のもとで熱水作用を受け、その裂け目に纖維状結晶が生成されたものである。

アスベストの種類としては、クロシドライト（青石綿）、アモサイト（菱石綿）、クリソタイル（白石綿）があり、クロシドライトが最も毒性が強く、その発ガン性は、クリソタイルの 500 倍とも言われている。

アスベストは、不燃性、耐熱性、耐腐食性等に優れているため、日常生活に

幅広く使用してきた。国土交通省に開運する施設等については、建築物・運輸関連施設において、成型品として屋根材、壁材、天井材等の一部にアスベストを含んだセメント等を板状に固めたスレートボード等が使用され、吹付けアスベストが耐火被覆材や断熱材として使用されている。また、輸送機関において、主にエンジン排気管の断熱材やブレーキ用の摩擦材等にアスベスト含有製品が使用されている。

アスベストの国内輸入量は、昭和49年に35万トンとピークをつけ、原則使用禁止となつた平成16年に0.8万トンまで減少した（資料1.2-1）。さらに、政府の総合対策において、アスベストの全面禁止を前倒して、関係法令の整備を行い平成18年度中に措置することを決定した。しかし、1970年代から1990年代にかけて多くのアスベストが輸入されており、この時期の建築物には石綿製品が多く使用されているため、今後石綿製品を使用した建築物の解体が増加することが見込まれる。

石綿粉じんを吸入することにより、次のような健康被害が発生するおそれがある。

- ①石綿肺（じん肺の一類）：肺が纖維化するもので、せき等の症状を認め、重症化すると呼吸機能が低下することがある
- ②肺がん：肺にできる悪性の腫瘍
- ③胸膜、腹膜等の中皮腫（がんの一類）：肺を取り囲む胸膜等にできる悪性の腫瘍

これらの疾病については、石綿粉じんのばく露から発症までの期間が、35年程度と相当長いことがある。

石綿起因による肺がん、中皮腫は増える傾向にあり、石綿起因がほとんどといわれている中皮腫の死亡者数は毎年増加しており、厚生労働省人口動態調査によれば、平成7年に500人であった死亡者数は、平成16年に953人に上った（資料1.2-2, 1.2-3）。

### 1.3 政府及び国土交通省の過去の対応

アスベスト問題に関する過去の対応については、第2、3回の閣僚会合において、各省庁における検証結果をとりまとめた。検証結果全体としては、それぞれの時点において、当時の科学的知見に応じて関係省庁による対応がなされており、行政の不作為があったということはできないが、当時においては、予防的アプローチ（完全な科学的確実性がなくとも深刻な被害をもたらすおそれがある場合には対策を遅らせてはならないという考え方）が十分に認識されなかつたという事情に加え、個別には関係省庁間の連携が必ずしも十分ではなかった等の反省すべき点も見られた。

国土交通省としても、アスベストに関する過去の関係法令及び、通知・通達、行政文書等について、幅広く省内関係部局において洗い出しを実施した。さらに、これらの文書の内容、背景について、当時の関係職員に対する聴取を必要に応じて実施し、過去の対応の経緯等について明らかにした。

国土交通省における対応については、①当省所管官庁施設における対応、②建築・住宅行政の観点からの対応、③建設業行政の観点からの対応の3つに大別される。いずれも、社会の動向や関係法令の改正を踏まえて、必要な措置を講じてきたものと考えられる（資料1.3）。

政府全体として関係省庁の十分な連携が図られていたかと言うことについては、必ずしも十分であったとはいえないという反省を踏まえ、アスベスト以外の化学物質の情報共有を図るための、「人体に影響のある化学物質に関する関係省庁連絡会議」が新たに設置されたところである。

## 2. アスベスト問題に対するこれまでの対応

平成17年12月27日に決定した政府の総合対策では、①隙間のない健康被害者の救済、②今後の被害を未然に防止するための対応、③国民の有する不安への対応を3本柱としてとりまとめている。

国土交通省としても、政府の総合対策に基づき、吹付けアスベスト等の使用実態の把握を進め、アスベストの早期かつ安全な除去を推進するとともに、建築物の解体現場における飛散防止の徹底に取り組んできた。

### 2.1 吹付けアスベスト等の使用実態把握と除去等の推進

#### (1) 吹付けアスベスト等の使用実態の把握

これまでに、運輸関連施設、国の機関の建築物、公共住宅、民間建築物等について、吹付けアスベスト及びアスベスト含有吹付けロックウールに関する実態調査を実施し、結果を公表するとともに対策の実施状況をフォローアップしてきた（資料2.1-1）。平成18年3月31日現在において、

- ① 運輸関連施設については、約16万を超える事業者等を対象に調査を実施した結果、2バスター・ミナルにおいて旅客用のスペースに吹付けアスベストが露出していることが確認されており、除去工事を実施中である。
- ② 国の機関の建築物については、調査件数約84,000棟のうち、698棟において吹付けアスベスト等が確認され、うち310棟は措置済みとなっている。
- ③ 公共住宅については、調査件数約40,000団地のうち、226団地において吹付けアスベスト等が確認され、そのうち、222団地はすでに

対策済みとなっている。

- ④ 民間建築物については、調査件数約256,000等のうち、約12,000棟において露出した吹付けアスベスト等が確認された。

## (2) 吹付けアスベスト等の除去等の推進

吹付けアスベスト等が露出している国の施設の除去等の対策の実施、民間建築物等で多数の方が利用する建築物の除去等の補助、公共施設における除去等の推進のために、平成17年度補正予算に国土交通省として186億円を計上し、緊急性の高いものから対策を実施することとした（資料2.1-2）。

民間建築物等に対する補助に関しては、アスベスト改修型優良建築物等整備事業を創設し、地方公共団体と連携し、多数の方が利用する建築物のアスベスト改修を促進している（資料2.1-3）。

また、住宅等のアスベスト対策については、地域住宅交付金を活用することが可能である（資料2.1-4）。

融資については、日本政策投資銀行、中小企業金融公庫、国民生活金融公庫にアスベスト対策および技術開発の推進のための低利融資制度を創設している（資料2.1-5～2.1-7）。

## (3) 建築基準法の改正

飛散のあるアスベスト含有建材の使用を禁止することを内容とする建築基準法の改正案を、大気汚染防止法、廃棄物処理法、地方財政法と併せて一括法（「石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律」）として第164回通常国会に提出し、2月3日に成立し2月10日に公布された（資料2.1-8～2.1-12）。

この建築基準法の改正により、既存建築物の所有者等に対して、①増改築時における除去等の義務づけ、②アスベストの飛散のおそれのある場合における特定行政庁による勧告・命令等の実施、③特定行政庁による報告聴取・立入検査が可能となるとともに、④定期報告の結果の閲覧等の措置が講じられることがある。

また、大気汚染防止法（環境省所管）の改正によりアスベストを使用している工作物（工場のプラント等）について、解体等の作業時にかかる飛散防止対策の実施を義務づける。廃棄物処理法（環境省所管）の改正により今後大量に発生するアスベスト廃棄物について、溶融による無害化を促進・誘導するため、国の認定による特例制度が創設される。地方財政法（総務省所管）の改正により、地方公共団体が行う公共施設等に係るアスベストの除去に要する経費について、地方債の起債の特例対象となる。

(4) アスベスト対策の技術開発  
(財)日本建築センターにおいて、吹付けアスベストの除去・封じ込め等の飛散防止処理技術に関する建設技術審査証明を実施しており、これまでに26件が審査証明を受けている（資料2-1-13）。

(5) アスベスト処理費用の情報提供  
アスベスト処理の適正な費用の支払いに資するよう除去費用の情報提供として、吹付けアスベストの処理費用を調査し、平成17年8月26日と平成18年3月31日に公表している（資料2-1-14）。

## 2.2 解体時のアスベスト飛散防止の徹底

### (1) 関係法令の遵守の徹底

建設工事を実施するにあたってのアスベストの取扱いについては、「労働安全衛生法」、「大気汚染防止法」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（建設リサイクル法）」、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」等の関係法令により規定されている。

労働安全衛生法では、石綿の事前調査・作業計画の作成・工事計画届・防塵装置・作業員への特別教育の実施等が規定されている。

大気汚染防止法では、特定粉じん排出等作業の実施の届出・敷地境界基準等が規定されている。従来の対象は吹付け石綿のみであったが、吹付け石綿並びに石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材を対象とすること、及び規制の対象となる規模要件が撤廃され、平成18年3月1日に施行されている。

また、廃棄物処理法においてはアスベスト廃棄物の取扱いを、建設リサイクル法においては吹付けアスベスト等特定建設資材に付着するものの事前除去がそれぞれ規定されている。

建設工事における石綿による健康障害防止等を一層推進するためには、これらの関係法令の遵守が重要であり、「建設工事を実施する上での石綿の取扱について」（平成17年7月14日付国総建第90号、国総振第65号、国住生第114号、平成17年7月20日付国総振第69号、平成17年7月25日付国総振第75号）により関係団体に対して周知徹底を行った。

### (2) 行動計画の作成

また、「石綿に関する行動計画の作成について」（平成17年8月1日付）により、関係法令遵守の徹底のため、関係業界団体に石綿に関する特別講習の実施等を内容とする行動計画の作成を求め、その実施状況をフォローアップしている（資料2-2）。平成18年3月末までに、①石綿使用建築物の解体等に關す

る講師 147 名の養成、②石綿を使用した建築物又は工作物の解体等に係る特別の教育の受講者が約 99,000 人に達した等の実績があつたとの報告を受けている。

### 2.3 国民の有する不安への対応

#### (1) 健康被害の実態調査

所管業界におけるアスベストによる健康被害の状況について、平成 17 年 8 月及び 12 月に実態調査を行い、公表してきたところである。その結果、調査対象事業者等数 254、396 者、調査回答数 134、819 者のうち、アスベスト疾病者は 196 人、うち死亡者は 131 人であることが分かった（資料 2.3-1）。

#### (2) 健康管理制度の周知及び船員であつた者に対する健康管理制度の実施

業界団体に対し、「石綿による健康被害防止対策への適切な対応について」（平成 17 年 7 月 26 日付国総建第 100 号、国総振第 76 号、国住生第 125 号）を発出し、健康管理手帳制度や労災補償制度の周知徹底を行つた。

また、船員であつた者に対する健康管理制度を新たに実施することとし、平成 17 年 12 月 15 日より健康管理手帳の交付申請の受付を開始した。平成 18 年 3 月 14 日現在で 101 人に対し健康管理手帳を交付している（資料 2.3-2）。

### 2.4 隙間のない健康被害者の救済

「石綿による健康被害の救済に関する法律」が 2 月 10 日に公布・一部施行され、3 月 20 日から申請の受付が、3 月 27 日から給付が開始されたところである。平成 19 年 4 月 1 日からは事業者による費用負担が開始されることなつており、国土交通省としても法の円滑な施行のために協力していく（資料 2.4）。

この石綿による健康被害の救済のための財源としては、独立行政法人環境再生機構に石綿健康被害救済基金を創設し、その給付費用の負担は、おおむね以下のとおりである。なお、制度施行から 5 年後までに費用負担のあり方を再検討することとしている。

- ①国は、石綿による健康被害の救済制度の早急かつ安定的な立ち上げの観点等から、平成 17 年度補正予算により基金に拠出（補正予算額 388 億円）。
- ②地方公共団体は、基金創設の趣旨にかんがみ、国の基金への費用負担の 4 分の 1 に相当する金額を平成 18 年度以降一定の期間で基金に拠出。
- ③事業主は、平成 19 年度以降の給付費用分を拠出する。なお、拠出は、労

労働者を雇用する事業主等による一般拠出金と、石綿との関連が特に深い一定要件に該当する事業主による特別拠出金との2つの拠出金による。特別拠出金の事業主の範囲及び負担額については、石綿の使用量、指定疾患の発生の状況その他の事情を勘案して定めることとしている。その詳細については、有識者等による検討を経た後、平成19年度から徴収に支障がないよう平成18年度の前半のできるだけ早い時期に決定することとしている。

### 3. 国土交通省の今後のアスベスト対策の推進

#### 3.1 今後の被害を未然に防止するための対応

これまで、建築物等の吹付けアスベスト等の実態調査を行い結果を公表するとともに、緊急性の高いものから平成17年度補正予算等により対策を実施しているところである。また、飛散のおそれのあるアスベスト含有建材の使用を禁止する建築基準法の改正を行い、2月10日に公布されたところである。

現在行っている対策の実施状況と今後の実施方針については下記の通りである。

項目	3月末までの実施状況	今後の実施方針
アスベスト除 去等の推進	平成17年度補正予算にて、国の機 関の施設、公共施設、海上保安庁巡 視船艇等において、飛散ばく露のお それがある早急に対応すべき施設につ いて、対策費用を計上。	飛散防止の措置状況等のフ ォローアップを実施してい く。
アスベスト除 去等の支援	平成17年度補正予算にて、アスベ スト改修型優良建築物等整備事業を 創設。また、地域住宅交付金および 融資制度によりアスベスト除去等を 支援する他、地方財政法を改正※しア スベスト改修を起債の対象とした。	引き続き、地方公共団体と 連携し、建築物のアスベ スト改修を促進。

#### アスベストの飛散防止

項目	3月末までの実施状況	今後の実施方針
建築基準法等 による規制	飛散のおそれのあるアスベスト含有 建材の使用を禁止することを内容と して建築基準法を改正。また、建築 物以外の工作物を対象として、大気汚 染防止法を改正※。2月10日公布。	公布から8ヶ月以内の施行 に向け関係政省令を整備。

アスベスト処理費用の情報提供	アスベスト処理の適正な費用の支払いに資するよう処理費用の情報提供として、吹付けアスベストの処理費用について平成17年8月26日と平成18年3月31日に公表。	提供した情報を有効に活用してもらうため、ホームページ等により広く周知。
----------------	--------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------

#### 解体時の飛散防止の徹底

項目	3月末までの実施状況	今後の実施方針
「目で見るアスベス ト建材等の情報 提供	解体工事等の現場において、アスベス ト建材に該当するかどうかが容易 に識別できるパンフレットと、アス ベストを取り扱う上で遵守すべき法 令・手続を簡便に示したポスターを 作成し平成18年3月31日に公表 (資料3.1)。	作成した資料を積極的に活 用してもらうため、ホームペー ジ等により広く周知 (平成18年3月31日ホ ームページ掲載)。
建設業団体の 行動計画	今後の被害を拡大しない対応の一つ として、建設業におけるアスベスト に関する法令遵守を徹底するための 行動計画の作成・報告を求め、平成 17年12月27日と平成18年3 月31日に進捗状況を把握し公表。	アスベスト飛散防止のた め、建設業団体において行 動計画の更なる推進を実施 してもらうとともに、国土 交通省にてフォローアップ を実施(平成18年3月3 1日ホームページ掲載)。

#### アスベストの安全な廃棄

項目	3月末までの実施状況	今後の実施方針
アスベストの 安全な廃棄	アスベストの溶融による無害化処理 を促進するため廃棄物処理法を改正 ※。2月10日公布。	公布から6ヶ月以内の施行 に向け関係政省令を整備 ※。

※は他省庁関係

#### 3.2 国民の有する不安への対応

これまで、所管業界の健康被害の状況について実態調査を行い、公表してきたところである。また、船員であった者に対する健康管理制度を新たに実施することとし、平成17年12月15日より手帳の交付申請の受付を開始したことである。

現在行っている対策の実施状況と今後の実施方針については下記の通りである。

#### 国民の有する不安への対応

項目	3月末までの実施状況	今後の実施方針
建築物内の室 内のアスベス ト濃度測定	建築物室内でのアスベスト濃度の実 態調査を実施。	平成18年度も追加調査を 実施予定。

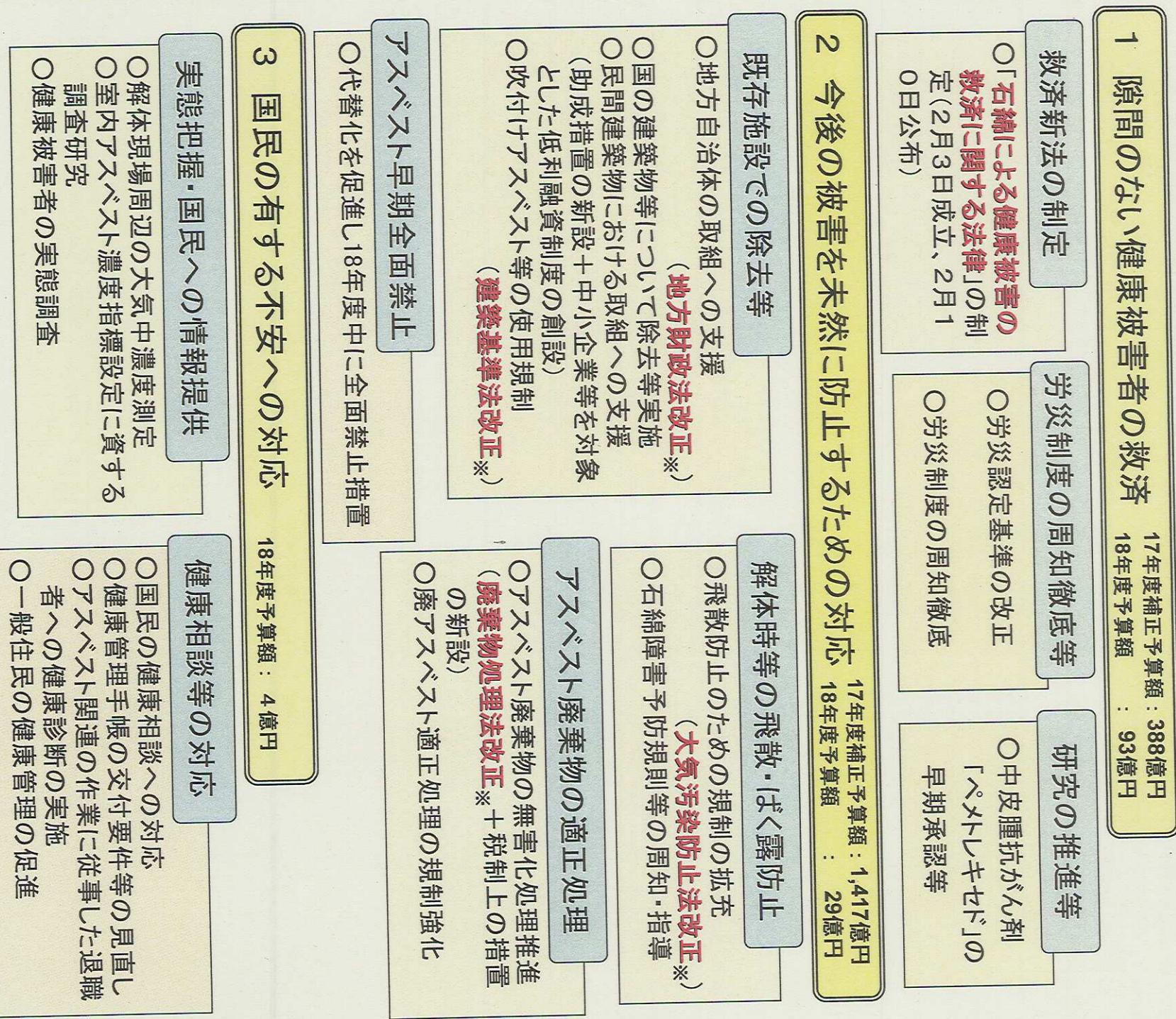
住宅性能表示制度の整備	アスベストに関する情報を消費者等に適切に提供するため、室内空気中におけるアスベスト纖維の濃度測定や吹付けアスベスト等の使用状況を表示する仕組みの検討に着手。	検討結果を踏まえ、住宅性能表示制度において、室内空気中のアスベスト纖維の濃度測定や吹付けアスベスト等の使用状況を表示する仕組みを整備。
宅地建物取引業法施行規則改正	アスベストに関する情報を消費者等に適切に提供するため、建物の取り扱いにおいて、建物の取り扱いにおける調査の結果が記録されることは、購入者等に対して説明することを義務づけ。3月13日公布（資料3.2-1）。	4月24日施行へ向けて関係者に対する周知を図る。
アスベストと不動産の鑑定評価に係る検討	不動産の資産価値につき、的確な情報を提供するためには、アスベスト等の有害物質の使用状況等についても、その価格への影響を適正に把握し、不動産の鑑定評価への影響を適正に反映すべしと鑑定評価に係る検討委員会を開催した。	本年夏を目途に中間とりまとめを行う方向（次回委員会は4月12日（予定））。
アスベスト含有建材についてのデータベースの整備	建設業者や建築物所有者等が、建材に関するアスベスト含有状況に、情報を把握できるよう、建材が過去に製造した製造時期、名称、建材の種類、データベースの整備着手。	アスベスト含有建材についてのデータベースを整備し、建設業者や建築物所有者等に対する情報提供を推進。

国土交通省としては、今後とも、アスベスト問題に対応するため、吹付けアスベスト等の使用実態の把握を進め、アスベストの早期かつ安全な除去等を推進するとともに建築物の解体現場における飛散防止の徹底等に取り組んでいく。このため、今回取りまとめた「国土交通省におけるアスベスト対策の推進」の着実な実施と定期的なフォローアップを行うこととする。

## アスベスト問題に関する最近の経緯

- 6月** 06/29 梶ヶ原がアスベスト健康被害に関する取組みを公表
- 7月** 07/01 アスベスト問題に関する関係省庁会議  
07/29 第1回アスベスト問題に関する関係閣僚による会合
- 8月** 08/22 石綿吹付けの文具店で30年労働していた男性が死亡していたことが報道される  
08/26 第2回アスベスト問題に関する関係閣僚による会合  
08/29 第1回道路施設アスベスト対策検討委員会
- 9月** 09/05 社会資本整備審議会建築分科会第1回アスベスト対策部会  
09/22 第2回道路施設アスベスト対策検討委員会  
09/29 第3回アスベスト問題に関する関係閣僚による会合
- 10月** 10/06 第3回道路施設アスベスト対策検討委員会  
10/12 社会資本整備審議会建築分科会第2回アスベスト対策部会  
10/14 与党PT開催 中皮腫すべてをアスベスト被害者救済の対象にすることで合意  
10/28 与党PTがアスベスト救済新法について要望をまとめ官房長官に申し入れ
- 11月** 11/08 第1回国土交通省アスベスト対策推進本部  
11/29 第4回アスベスト問題に関する関係閣僚による会合
- 12月** 12/07 与党PT開催 特別遺族弔慰金280万円、葬祭料20万円を支給することなどで合意  
12/12 社会資本整備審議会建築分科会第3回アスベスト対策部会  
12/27 第5回アスベスト問題に関する関係閣僚による会合  
12/27 第2回国土交通省アスベスト対策推進本部
- 1月** 01/26 第1回アスベストと鑑定評価に係る検討委員会
- 2月** 02/03 平成17年度補正予算及びアスベスト関係法成立 (2/10 公布)
- 3月** 03/31 第3回国土交通省アスベスト対策推進本部

## 「アスベスト問題に係る総合対策」の概要 (12月27日決定)



(注1) ※は一括法（「**石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法**等の一部を改正する法律」）として18年通常国会冒頭に提出（2月3日成立、2月10日公布）。

(注2) 18年度予算額は、関係閣僚会合を構成する関係省庁による対策に係る金額。

(注3) 18年度予算額においては、施設整備等経費の交付金等（約1.4兆円）の内数となっているものについては含まっていない。

# 国土交通省におけるアスベスト問題に係る総合対策(H18.3.31)

## 今後の被害を未然に防止するための対応

### (1)既存施設におけるアスベストの除去等

- 補正予算186億円を計上し、飛散ばく露のおそれがある早急に対応すべき施設について、吹付けアスベストの早期の除去等を促進。
  - ・公共施設、公共住宅等について、地方公共団体等によるアスベストの除去等に対して支援
  - ・国家機関の建築物等について、緊急性の高いものから除去等を実施
  - ・民間建築物等で多数の者が利用する建築物について、吹付けアスベスト等の除去等に対し補助
  - ・事業者に対し、日本政策投資銀行等の低利融資



飛散防止の措置状況等のフォローアップを実施。

- 建築物における吹付けアスベスト等の使用を規制することを内容として建築基準法を改正(平成18年2月3日成立、2月10日公布。公布から8ヶ月以内の施行に向けて関係政省令を整備)。

### (2)解体時等の飛散・ばく露の防止

- 建設業団体から報告のあったアスベスト飛散防止のための行動計画のフォローアップを行い、引き続き作業員等を対象とした講習会の実施を推進
- 現場でのアスベスト建材の識別に役立つ資料を作成、提供。

## 隙間のない健康被害者への対応

- アスベストによる健康被害のうち、既存の法律で救済されない被害者を隙間なく救済するための新たな法的措置として、平成18年2月3日に第164回通常国会において成立した「石綿による健康被害の救済に関する法律」の円滑な施行に協力。

## 国民の有する不安への対応

- 建築物内の室内のアスベスト濃度指標の設定に資する基礎的な調査研究を行う。
- 住宅性能表示制度において室内空気中のアスベスト纖維の濃度測定や吹付けアスベスト等の使用状況を表示する仕組みを整備する。
- アスベスト含有建材についての情報をデータベース化する等、情報提供を推進する。
- 建築基準法令の改正内容等を踏まえ、宅地建物取引業法上、アスベスト調査に関する事項を重要事項説明の対象とする(4月24日施行)。また、関係機関の調査結果を踏まえ、アスベストを建物の鑑定評価実務に的確に反映する方策を検討する(本年夏を目途にとりまとめ)。
- 船員であった者に対する健康管理制度を実施(平成17年12月15日より手帳の交付申請の受付開始)。

## アスベスト問題における国土交通省の対策の概要

被害の拡大の防止

国民の不安への対応

	被害の拡大の防止	国民の不安への対応
総合政策局	<p>建築物の解体現場等についてアスベストの飛散を防止するための措置の徹底を図るため、関係法令の遵守を徹底(平成17年7月14日以降・建設業者等に通知)、順次業界等に通知)</p> <p>解体工事等を行う者へアスベストの取り扱いの注意喚起(平成17年7月14日通知)</p> <p>建設業界に対し行動計画の作成依頼(平成17年9月29日計画概要を公表)。同12月27日、平成18年3月31日フォローアップ結果公表)</p> <p>アスベストの除去費用に関する情報を収集し、関係団体等に提供(平成18年3月31日通知)</p> <p>解体現場等で役に立つ「目で見るアスベスト建材」を作成し公表(平成18年3月31日公表)</p>	<p>建設業における石綿被害の実態把握について公表(平成17年10月を公表)。</p> <p>不動産業関係団体を通じて、不動産業者に対し購入者への情報提供を指導(平成17年9月29日通知)</p>
土地・水資源局		<p>建設業における石綿被害の実態把握について公表(平成17年10月28日公表)</p>
都市・地域整備局	<p>公園施設及び下水道施設において、緊急性の高いものから、吹付けアスベストの除去等の対策を推進</p>	<p>宅地建物取引業法施行規則を改正し、建物の取引時において、石綿の使用の有無の調査の結果が記録されているときは、その内容を重要事項として購入者等に対して説明することを義務づけ(平成18年3月13日公布、同4月24日施行)</p>
河川局	<p>吹付けアスベストの使用が確認された河川管理施設等について、順次、除去等の対策を実施。</p>	<p>アスベストヒ鑑定評価に係る検討委員会を設置(平成18年1月26日初回開催)</p>
道路局	<p>専門家による「道路施設アスベスト対策検討委員会」を設置し、「道路管理におけるアスベスト対策について」をとりまとめ(平成17年12月)、今後の対応方針を各道路管理者に通知</p>	
河川局	<p>社会資本整備審議会にアスベスト対策部会を設置(平成17年8月19日)、建設「建築物における今後のアスベスト対策について」をとりまとめ(平成17年12月12日)</p>	
住宅局	<p>吹付けアスベスト等の除去費用に対する支援制度等を整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多數の者が利用する建築物におけるアスベスト除去等に対する補助制度を平成17年度補正予算により創設(優良建築物等整備事業の拡充)</li> <li>・住宅におけるアスベスト除去等への支援(地域住宅交付金)</li> <li>・アスベスト除去等への低利融資制度(日本政策投資銀行、中小企業金融公庫、国民生活金融公庫)を平成17年度補正予算により創設</li> </ul> <p>アスベストによる健康被害が生じないよう、建築物におけるアスベストの使用を規制するため、建築基準法を改正(平成18年2月10日公布)</p>	<p>住宅性能表示制度について、室内空気中のアスベスト繊維の濃度測定や吹付けアスベスト等の使用状況を表示する仕組みの検討に着手。</p>
鉄道局		<p>建材メーカーが過去に製造したアスベスト含有建材の情報について、データベースの整備に着手。</p>
自動車交通局	<p>所管団体等に対し、労働安全衛生法等の関係法令遵守の指導徹底について、傘下会員に周知する等を依頼(平成17年7月15日以降順次)</p> <p>現在アスベストが使われている部分に関しては、除去等の使用アスベストへの適切な対処に係る傘下会員への改めての周知を、各団体等に対し依頼(平成17年8月26日)</p>	<p>所管団体等を通じて、従業員等の健康被害状況を調査し、その結果を公表(平成17年8月26日)</p>
海事局		
港湾局		
航空局		
政策統括官		
官庁営繕部	<p>国家機関の建築物における調査結果等を踏まえ、各省庁と連携を図り、緊急性の高いものから除去等の必要な措置を講ずる予定</p>	

## アスベスト問題における国土交通省の対策の概要

過去の被害への対応

過去の対応の検証

実態把握の強化

	過去の被害への対応	過去の対応の検証	実態把握の強化
総合政策局	労災補償制度等の周知徹底等(平成17年7月26日以降 順次関係業界等に通知)	建設リサイクル法が完全施行(平成14年) 等を事前に除去することを義務づけ パンフレット「建築物の解体等に伴う有害 物質等の適切な取扱い」を配布(平成17 年)	建設リサイクル法が完全施行(平成14 年)。解体工事等において事前調査を行 い、特定建設資材に付着した吹付け石綿 等を事前に除去することを義務づけ 新潟中越地震に伴う注意喚起(平成16 年)
土地・水資源局			
都市・地域整備局		公園施設及び下水道施設における吹付 けアスベスト等の使用実態等について調 査(平成17年8月5日調査依頼等)	
河川局		河川管理施設等における吹付けアスベ スト等の使用実態について調査(平成17年 8月5日調査依頼等)	
道路局		道路管理施設等における吹付けアスベ スト等の使用実態について調査(平成17年 8月5日調査依頼等)	
住宅局			
鉄道局	(独)鉄道・運輸機構は、アスベストによる 健康被害を受けた日本鉄職員に対し、業務 災害補償の認定(21名)・給付を行った とともに、日本鉄職員に対する同補償制度 の周知徹底、健診診断(平成17年10月11 日から)を実施 石綿禁済新法の施行に合わせ、業務災 害補償の時効救済措置を実施(平成18 年3月27日施行)	建築基準法に基づく告示の耐火構造の規 定から吹付け石綿を用いた構造の規定を 削除(昭和62年)	民間建築物における吹付けアスベストの 使用実態等について、調査結果を公表 (平成17年9月29日、10月28日、12月 19日、平成18年3月31日)
自動車交通局	関係業界等に 対し、労災補 償制度、健康管 理手帳制度等の 周知充実(平 成17年7月22日 以降順次)	建築基準法の技術的基準を定めた告示 から全ての石綿含有建材の規定を削除 (平成16年)	公共住宅における吹付けアスベストの使 用実態等について、調査結果を公表(平 成17年9月29日、同12月27日)
海事局	船員だった人への対応として、アスベスト による疾病に関する「船員保健の職務上 の給付」の周知徹底(平成17年7月20 日)、健康管理制度(無料健康診断を含 む)を平成17年12月15日から導入(平成 17年10月28日公表)	所管団体等を通じて、輸送機関等におけ るアスベストの使用実態を調査し、その結 果を公表(平成17年8月26日)	
港湾局			
航空局			
政策統括官	官庁営繕工事における内部仕上げ方法 から石綿吹付け材を削除(昭和48年) 所管の官庁施設において石綿スレート等 について、解体加工等を勘査して代替品 を使用の推進(昭和62年)	国際機関の建築物における吹付けアスベ ストの使用実態等について調査結果を公 表(平成17年9月29日公表、同12月27 日、同12月27日)	
官庁営繕部	平成10年に吹付けアスベスト処理工事、 平成14年にアスベスト成形板の関係規 定を「建築改修工事共通仕様書」に追加	官庁営繕工事における内部仕上げ方法 から石綿吹付け材を削除(昭和48年) 所管の官庁施設において石綿スレート等 について、解体加工等を勘査して代替品 を使用の推進(昭和62年)	

## アスベスト対策部会の建議を受けた今後の予定

社会資本整備審議会建築分科会にアスベスト対策部会を設置(8月)  
9月より部会を3回開催。12月に建議としてとりまとめ

### 建築基準法による規制等

#### ○飛散のおそれのあるアスベスト含有建材の使用を禁止

- ①増改築時における除去、封じ込め又は囲い込みを行った吹付けアスベスト等は規制の対象外
- ②アスベスト纖維の飛散のおそれがある場合に勧告・命令等を実施  
※吹付けアスベスト、成型品等が劣化して飛散のおそれがある場合など
- ③報告・聴取・立入調査を実施
- ④定期報告制度による閲覧の実施

- ◇建築基準法を改正(平成18年2月10日公布)
- ◇公布から8ヶ月以内の施行に向けて関係政省令を整備

### 解体時等における飛散防止

- (解体時)関係法令遵守を徹底
- (地震発生時)応急危険度判定におけるアスベストの飛散危険性の判定

- ◇建設業における石綿に関する行動計画のフォローアップ、現場でのアスベス  
ト建材の識別に役立つ資料の作成・公表等により、関係法令の遵守を徹底
- ◇国土交通省と関係省庁の連携により、飛散危険性の判定の実施方法を検討  
予定。(平成18年度)

### 調査・研究・技術開発等

- 調査研究、技術開発の推進
- 室内空気中のアスベスト纖維濃度の指標の検討
- ◇建築物室内でのアスベスト濃度の実態調査を実施。
- ◇平成18年度追加調査を実施する予定。

## 環境整備

- 吹付けアスベスト等の除去費用に対する支援制度等の整備
- 住宅性能表示制度における表示制度の整備
- 相談体制の整備、専門家・事業者の育成、普及啓発、情報提供
- 調査マニュアルの作成、調査員の研修

◇吹付けアスベスト等の除去費用に対する支援制度等を以下のとおり整備。

・多数の者が利用する建築物に対する補助(優良建築物等整備事業)

平成17年度補正予算によりアスベスト改修型事業を創設

補助内容:アスベスト含有の有無の調査費に対する補助

吹付けアスベスト等の除去等に対する補助

補 助 率:国費1／3  
予 算 額:平成17年度補正予算50億円、18年度予算52億円の内数

・住宅に対する助成(地域住宅交付金)

助成内容:住宅の吹付けアスベスト等の除去等に対する助成

予 算 額:平成18年度予算1520億円の内数

・建築物に対する融資

(日本政策投資銀行、中小企業金融公庫、国民生活金融公庫)

平成17年度補正予算により創設

融資対象:事業者が行う吹付けアスベスト等の除去等に対する融資

◇住宅性能表示制度における表示制度の整備に向け、以下のとおり取組。

・室内空気中のアスベスト纖維の濃度測定や吹き付けアスベスト等の使用状況を表示する仕組みの検討に着手。

・今後、検討結果を踏まえ、住宅性能表示制度において、室内空気中のアスベスト纖維の濃度測定や吹き付けアスベスト等の使用状況を表示する仕組みを整備。

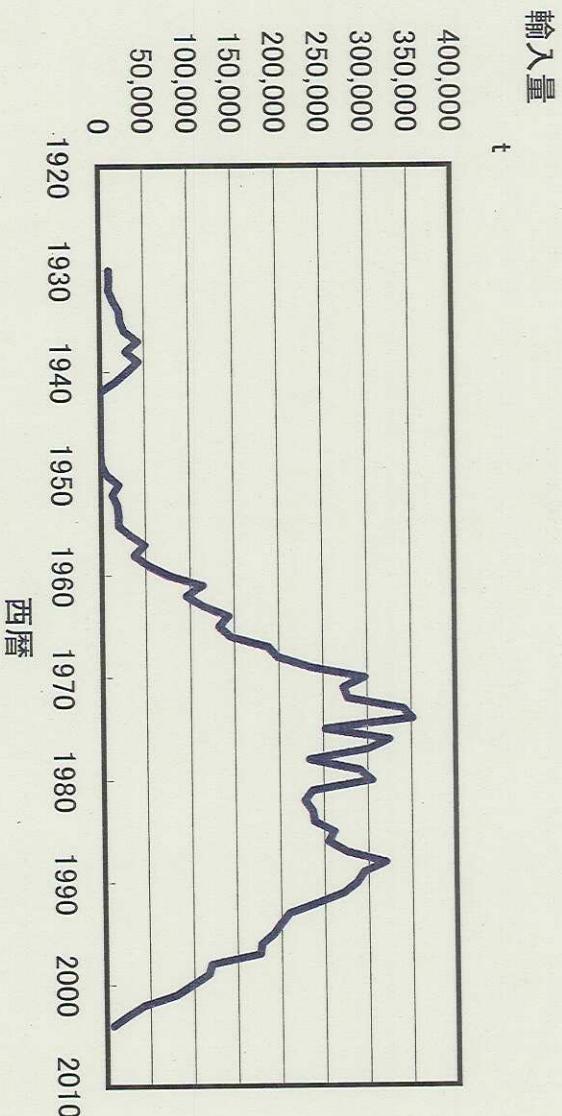
◇アスベスト含有建材に関するデータベースの整備について以下のとおり取組。

・建材メーカーが過去に製造したアスベスト含有建材の情報について、データベースの整備に着手。

・今後、データベースを整備し、建設業者や建築物所有者等に対する情報提供を推進。

◇調査マニュアルを現在作成中。

## アスベスト輸入量の推移



西暦	年号	輸入量(t)
1930	S5	11,348
1931	S6	11,581
1932	S7	10,843
1933	S8	16,154
1934	S9	22,710
1935	S10	23,519
1936	S11	28,484
1937	S12	43,796
1938	S13	29,901
1939	S14	44,146
1940	S15	31,361
1941	S16	18,000
1942	S17	0
1943	S18	0
1944	S19	0
1945	S20	0
1946	S21	0
1947	S22	0
1948	S23	0
1949	S24	1,205
1950	S25	6,639
1951	S26	20,808
1952	S27	13,352
1953	S28	18,905
1954	S29	20,281
西暦	年号	輸入量(t)
1955	S30	20,400
1956	S31	33,388
1957	S32	49,464
1958	S33	37,738
1959	S34	53,684
1960	S35	77,056
1961	S36	114,815
1962	S37	96,674
1963	S38	115,492
1964	S39	143,969
1965	S40	133,522
1966	S41	146,294
1967	S42	188,741
1968	S43	199,415
1969	S44	237,171
1970	S45	298,253
1971	S46	273,757
1972	S47	278,582
1973	S48	341,540
1974	S49	352,110
1975	S50	253,097
1976	S51	325,346
1977	S52	300,636
1978	S53	234,901
1979	S54	291,531

合計 9,879,654

(出典:財務省貿易統計)

## 中皮腫の死亡者数の推移

年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
死亡者数	500	576	597	570	647	710	772	810	878	953

(出典：厚生労働省人口動態調査)

※ 人口動態調査における死因の分類は、世界各国と同様に WHO の勧告に準拠して適用している。平成 6 年以前は、WHO の勧告が中皮腫と他の死因を合わせた区分となっていたため、「中皮腫」のみの統計はない。

## 石綿にさらされる業務による肺がん・中皮腫の労災補償状況

年度	～54	55	56	57	58	59	60	61	62	63
石綿にさらされる業務によ る肺がん	18	1	2	7	4	3	7	5	8	7
石綿にさらされる業務によ る中皮腫	1					4	4	9	2	3
合計	19	1	2	7	4	7	11	14	10	10
年度	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10
石綿にさらされる業務によ る肺がん	9	10	10	9	11	9	10	15	12	23
石綿にさらされる業務によ る中皮腫	10	6	8	14	10	12	13	12	10	19
合計	19	16	18	23	21	21	23	27	22	42
年度	11	12	13	14	15	16	計			
石綿にさらされる業務によ る肺がん	17	18	21	22	38	58	354			
石綿にさらされる業務によ る中皮腫	25	37	34	56	85	128	502			
合計	42	55	55	78	123	186	856			

(出典：厚生労働省調べ)

※ 「石綿にさらされる肺がん又は中皮腫」が業務上の疾病の範囲を定める「労働基準法施行規則」別表第 1 の 2 に規定されたのは昭和 53 年 4 月である。

## 石綿ばく露による肺がん、中皮腫労災認定業種別件数(平成16年度以前全公表対象)

	事業場数	認定件数	肺がん	中皮腫
	計	(うち死亡)	計	(うち死亡)
建設業 計	208	228	176	89
建築事業(既設建築物設備工事業を除く)	122	134	102	54
既設建築設備工事業	48	50	35	22
機械装置の組み立て据え付けの事業	6	6	1	1
その他の建設事業	32	38	33	12
製造業 計	233	447	374	150
食料費製造業(たばこ等製造業を除く)	1	1	0	0
繊維工業又は繊維製品製造業	4	4	3	1
化学工業	6	7	7	4
ガラス又はセメント製造業	4	11	11	4
窯業又は土石製品製造業	53	181	154	80
金属精錬業(非鉄金属精錬業を除く)	6	11	9	3
金属材料品製造業(鑄物業を除く)	4	5	5	1
金属製品製造業又は金属加工業(洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びメッシュ業を除く)	18	18	13	4
機械器具製造業(電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計製造業を除く)	20	22	19	6
輸送用機械器具製造業(船舶製造を除く)	19	28	25	4
船舶製造(修理業を含む)	59	108	87	31
上記以外の製造業	39	51	40	12
交通運輸業	1	1	1	0
貨物取扱業	39	51	40	12
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	3	3	3	2
倉庫業、警備業、消毒及び害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	1	1	1	0
その他各種事業	20	46	34	25
合 計	479	739	599	271
				212
				468
				387

## 国土交通省における過去の対応の検証(H17. 8. 26現在)

	官庁営繕施設	民間建築物	自動車
昭和47年		ILO、WHOの専門家会合でがん原性を指摘	
昭和48年	官庁営繕工事における内部仕上げ方法から石綿吹付け材を削除		
昭和50年	鉄骨への吹付けを除く吹付けアスベストの禁止、特殊健康診断の義務づけを行うなど、規制を強化 (特定化学物質等障害予防規則)		
昭和61年	クロシドライ(青石綿)の使用禁止を規定するILO石綿条約が採択(日本の批准は平成17年8月) 学校等における吹付けアスベストの劣化が社会問題化		
昭和62年	所管の官庁施設において石綿スレート等の通常の使用状態では飛散するおそれのない石綿含有建材を使用しないこと等を原則化	建築基準法に基づく告示の耐火構造の規定から吹付け石綿を用いた構造の規定を削除	
平成元年	石綿製品製造工場に対し、敷地境界の濃度基準を10本／㍍とする規制を導入(大気汚染防止法)	(社)自動車工業会が自動車における非石綿材部品への切り替え計画を策定	
平成5年	EUにおいてクロシドライ(青石綿)、アモサイト(茶石綿)の製造、輸入、使用等の禁止		
平成7年	クロシドライ(青石綿)及びアモサイト(茶石綿)の製造・使用等が禁止(労働安全衛生法施行規則)		
平成8年		自動車における非石綿材部品への切り替え完了	
平成10年		自動車技術基準の国際調和の観点から、アスベストに係る保安基準を規定	
平成14年	建設リサイクル法が完全施行 分別解体において特定建設資材に付着した吹付け石綿等の事前調査を行い除去することを義務づけ		
平成16年	クリソタイル(白石綿)の製造・使用等が原則禁止(労働安全衛生法施行令) 建築基準法の技術的基準を定めた告示からすべての石綿含有建材の規定を削除		
平成17年	EUにおいてアスベストを全面禁止		

※平成18年までアスベストの全面禁止予定(労働安全衛生法等)

緑：国土交通省の対応  
赤：国土交通省以外の対応

## アスベスト対策の実施状況(H18.3.31現在)

	調査件数	吹付けアスベスト等の使用が確認された件数	対策の実施状況
① 鉄道駅 (旅客用スペース)	201社	20駅	全て飛散防止対策済み(うち2駅は3月31日完了)。
② バスターミナル (旅客用スペース)	2,253社	4バスターミナル	2バスターミナルについては飛散防止対策済み。 他の2バスターミナルについては、ビニールによる被覆等の対策済みで、除去工事等を実施中。
③ 空港ターミナル (旅客用スペース)	95空港	2空港	全て飛散防止対策済み。
④ 国家機関の建築物	84,215棟	698棟	310棟については飛散防止対策(封じ込め等)実施済み。 直ちに飛散による被害が発生するおそれは小さいと考えられるが、残る施設については飛散防止対策等を実施(官庁営繕部等所管の緊急に対応するものについては補正予算を計上)。
⑤ 公共住宅	40,200団地 (247,401棟) ※この他除去済みのもの28団地	226団地 (805棟) ※この他除去済みのもの28団地	222団地については飛散防止対策(封じ込め等)実施済み。 残り4団地については、直ちに飛散するおそれは小さいと考えられるが、適切かつ迅速に対策を実施(うち、現時点で3団地は着手済、残り1団地は今後対策予定)。
⑥ 民間建築物	256,025棟	11,851棟 ※この他除去済みのもの4,546棟	地方公共団体と連携して除去等の対策を推進。多数の者が利用する建築物について吹付けアスベスト等の除去等を支援するため補正予算を計上。住宅については、既存制度により支援。また、建築物における吹付けアスベスト等の使用を規制することを内容として建築基準法を改正(平成18年2月3日成立、2月10日公布)。

(注1)「吹付けアスベスト等」とは、吹付けアスベスト及び、アスベストを含有する吹付けロックウール等をいう。

(注2)①～⑥のアスベスト対策の実態調査については、逐次フォローアップをしていく予定。

(注3)⑥の吹付けアスベスト等の使用が確認された件数については調査件数256,025棟のうち、民間建築物の所有者等から202,779棟の報告があったものを基に集計したもの。

## 国土交通省アスベスト対策関連予算

### 1 平成17年度補正予算

186億円

○国の施設におけるアスベスト除去等（官庁官縉等） 107億円

吹付けアスベスト等が露出している国の施設のうち緊急に対応する必要があるものについて、除去等の対策を実施する。

○民間建築物等におけるアスベスト除去等への支援（優良建築物等整備事業） 50億円

吹付けアスベスト等が露出している民間建築物等で多数の者が利用する建築物について、吹付けアスベスト等の除去等に対し補助を行う。

○公共施設におけるアスベスト除去等（都市公園・下水道） 22億円

吹付けアスベスト等が露出している施設について、緊急性の高いものから、除去等の対策を推進する。

○海上保安庁巡視船艇等におけるアスベスト除去等 7億円

海上保安庁巡視船艇等において使用されているアスベストの除去等を行う。

○アスベスト除去等への低利融資の創設（環境省・経済産業省・厚生労働省と共管）

事業者によるアスベスト除去等を促進するため、中小企業金融公庫、国民生活金融公庫及び日本政策投資銀行の低利融資制度を創設する。

### 2 平成18年度予算

○民間建築物等におけるアスベスト除去等への支援（優良建築物等整備事業） 52億円の内数

吹付けアスベスト等が露出している民間建築物等で多数の者が利用する建築物について、吹付けアスベスト等の除去等に対し補助を行う。

○住宅におけるアスベスト除去等への支援（地域住宅交付金） 1,520億円の内数

住宅において使用されている吹付けアスベスト等の除去等に対し助成を行う。

○アスベスト除去等への低利融資

事業者によるアスベスト除去等を促進するため、中小企業金融公庫、国民生活金融公庫及び日本政策投資銀行の低利融資制度を活用する。

## アスベスト改修型事業の創設（優良建築物等整備事業）

### 1. 背景・目的

アスベストによる被害の未然防止を図るため、多数の者が利用する建築物のアスベスト対策を促進する。

### 2. 事業の概要

#### ① 対象地域：全国

#### ② 対象建築物

- ・多数の者が利用する建築物（多数の者が共同で利用する部分に限る。（付属する電気室・機械室等を含む。））
  - ・露出して吹付けアスベスト等が施工されているもの（調査についても施工しているおそれのあるもの）
  - ・学校等の公的施設については、国による他の補助対象となっていないものに限る。

#### ③ 補助内容

- ・対象建築物の所有者等が行う、露出して施工されている吹付け建材について、アスベストの含有の有無を調べるための調査に要する費用について補助
- ・対象建築物の所有者等が行う、吹付けアスベスト等の除去、封じ込め又は剥い込みに要する費用について補助（調査設計計画費※<sup>1</sup>、附帯事務費、除去工事に必要な移転補償※<sup>2</sup>等に要する費用を含む。）

※<sup>1</sup> 様数の施設を含む地域単位の事業計画策定を行う場合を含む。

※<sup>2</sup> 特定行政からアスベスト除去等の勧告を受けたものに限る。

#### ④ 補助対象事業者

- ・地方公共団体、都市再生機構（直接補助：補助率1／3）
- ・民間事業者等（間接補助：補助率1／3）

## 地域住宅交付金制度の概要

### 1. 制度目的

地方公共団体の自主性と創意工夫を活かし、住宅の整備や居住環境整備など、地域の住宅の暮らしをトータルに支援する制度。

### 2. 支付対象事業の概要

#### ① 支付期間：おおむね5年以内

#### ② 支付対象事業

(ア) 基幹事業：公営住宅や高齢者向け優良賃貸住宅の整備、密集住宅市街地の整備などの地域の住宅政策のための中心的な事業。優良建築物等整備事業（アスベスト改修型）および公的賃貸住宅アスベスト改修事業が平成18年2月3日に追加された。

(イ) 提案事業：地方公共団体独自の提案による、地域の住宅政策の実施に必要な事業等。地方公共団体が、地域の住宅政策の一環として、アスベスト除去の支援を内容とする地域住宅計画を作成する場合は、提案事業として交付金を交付することが可能。

#### ③補助内容

- ・ 交付金は対象事業費のおおむね45%※1
- ・ 各事業への交付金の充当率を自由に決定可能
- ・ 事業の進捗に応じて、事業間・年度間で交付金の充当率を自由に調整可能

※1 公営住宅等の建設等については、交付金充当後の地方負担額全額が起債対象（充当率100%）

#### ④交付対象：都道府県・市区町村

## 日本政策投資銀行 生活環境整備促進事業(アスベスト対策事業)

### 対象事業

吹付けアスベストのある建築物の解体、廃アスベスト処理施設処理施設整備、アスベスト製造工程及びアスベストのある建築物におけるアスベストの飛散防止、アスベスト代替品の開発・導入(非整備資金を含む)

ただし、廃アスベスト処理施設については、①、②の両方を満たす事業に限る。

- ① 事業者が、廃棄物処理法施行令に定める処理基準に基づいて廃アスベストを適正かつ確実に処理する排出事業者であること、又は、廃棄物処理法に基づき廃アスベストを扱える処分業の許可を取得(見込みを含む)している廃棄物処理業者であること。
- ② 以下のいずれかに該当する施設であること

- 1) 最終処分場
- 2) 溶融施設
- 3) セメント焼成炉
- 4) セメント固化施設
- 5) 新たに開発されたアスベスト処理技術を取り入れた施設  
ただし、廃棄物処理法に基づく廃棄物処理施設の許可が必要な施設についてはその許可を取得しており、かつ、廃アスベストを扱える場合に限る。

### 融資の条件

金 利	政策金利Ⅲ
融資比率	50%

### その他

出資比率 :原則として、出資を受ける者の資本の額の50%以内とする

## 中小企業金融公庫 環境対策資金(アスベスト関係)

### 対象者

次のいずれかに当たる者は

- a. 大気汚染防止法に規定する特定粉じん(以下「アスベスト」という。)を発生又は飛散させる者(既存建築物における吹付けアスベスト等の除去、封じ込め又は囲い込みを行う者及びアスベスト廃棄物の処理を行う者を含む。)
- b. アスベスト代替製品を開発し、製造し、又は導入する者

### 対象資金

- ① 上記a)に該当する者が、アスベストの発生又は飛散の防止のために必要と認められる設備資金及び長期運転資金(アスベストを処理する場合に限る)
- ② 上記a)に該当する者が、既存建築物における吹付けアスベスト等の除去、封じ込め又は囲い込みを行うために必要とする設備資金及び長期運転資金(アスベストを処理する場合に限る)
- ③ 上記b)に該当する者が、アスベスト代替製品を開発し、製造し、又は導入するために必要と認められる設備資金及び長期運転資金

### 融資の条件

融資限度	直接貸付 7億2千万円以内（うち、長期運転資金2億5千万円以内） 代理貸付 1億2千万円以内
融資利率	基準利率 ただし、4億円を限度として特別利率
融資期間	設備資金 15年以内(うち据置2年以内) 運転資金 7年以内(うち据置2年以内)

### 担保条件など

- 無担保特例 : 一定の要件を満たす場合には、5千万円を上限として担保の免除が受けられる
- 担保不足特例: 8千万円を上限として融資額の75%を限度に担保の免除が受けられる
- 保証人特例 : 一定の要件を満たす場合には、経営責任者の個人保証の免除が受けられる

## 国民生活金融公庫 環境対策資金(大気汚染関連)

### 対象者

- 1 大気汚染防止法第2条に規定するばい煙、揮発性有機化合物または同法第17条に規定する特定物質を排出する者
- 2 大気汚染防止法第2条第9項に規定する特定粉じん(アスベスト)の飛散を防止する者など
  - ① アスベストを使用した建築物を所有している者または借りている者
  - ② アスベストを除去する建設工事業、アスベストを処理する産業廃棄物処理業を営む者など
  - ③ アスベスト製品製造業を営む者、現在アスベスト含有製品を使用している者など

### 対象資金

- 1 上記1に該当する者が、ばい煙、揮発性有機化合物などの防止設備を取得するための設備資金
- 2 上記2に該当する者が、アスベストの除去などを行うために必要な資金
  - ① 上記2①に該当する者が、既存建築物のアスベストの除去、封じ込めなどを行ったために必要な設備資金および運転資金
  - ② 上記2②に該当する者が、アスベストの飛散防止、処理などのために必要な設備資金および運転資金
  - ③ 上記2③に掲げる者が、アスベスト代替製品を開発、製造、導入するために必要な設備資金および運転資金

### 融資の条件

融資限度	7, 200万円以内(うち運転資金4, 800万円以内)
返済期間	【設備資金】15年以内  【運転資金】5年以内(特に必要な場合7年以内)  <据置期間2年以内>
利率	特利C

### 担保条件など

保証人、担保(不動産、有価証券等)などについては、要相談

石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律の概要

環境省  
総務省  
国土交通省

1. 趣旨

「アスベスト問題に係る総合対策」（平成17年12月27日アスベスト問題に関する関係閣僚による会合決定）のうち、「今後の被害を未然に防止するための対応」として必要となる法律を一括して改正。

2. 骨子

(1) 大気汚染防止法の一部改正 [環境省]

アスベストを使用している工作物（工場のプラント等）について、解体等の作業時における飛散防止対策の実施を義務づける。

(2) 地方財政法の一部改正 [総務省]

地方公共団体が行う公共施設等に係るアスベストの除去に要する経費について、地方債の起債の特例対象とする。

(3) 建築基準法の一部改正 [国土交通省]

建築物における健康被害を防止するため、吹き付けアスベスト、アスベスト含有吹き付けロックウール等の使用を規制する。

(4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正 [環境省]

今後大量に発生するアスベスト廃棄物について、溶融による無害化処理を促進・誘導するため、国の認定による特例制度を創設する。

## 大気汚染防止法改正の概要

アスベストを使用している工作物（工場のプラント等）について、解体等の作業時における飛散防止対策の実施を義務づける。

### 1. 背景

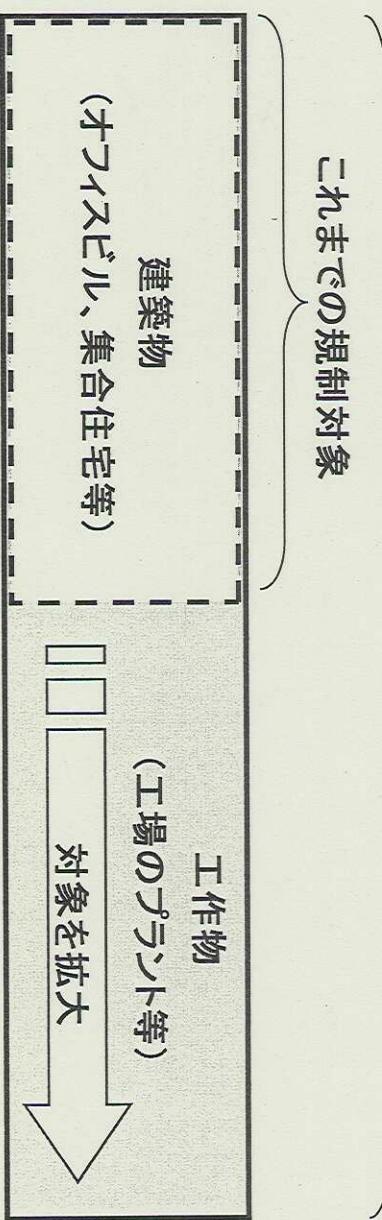
- 現行の大気汚染防止法では、解体等の作業に伴うアスベストの飛散防止対策として、建築物の解体等の作業のみが規制対象とされている。一方、工場のプラントなどの、建築物に該当しない工作物の解体等の作業については、規制対象とされていない。

- このため、今後、飛散性のアスベスト建材が使用されている工作物の解体等の作業に伴い、大気汚染が問題化する懸念がある。また、同種の施設（建築物に付設された煙突と工作物に付設された煙突など）の間で不合理な規制格差が生じることとなる。

### 2. 概要

- アスベストを使用している工作物の解体等の作業を、大気汚染防止法の規制対象に追加する。
- これにより、建築物の解体等の作業と同様に、都道府県知事への事前届出、作業場の隔離等の作業基準の遵守などが義務づけられることとなる。

### <<参考>>規制強化の概念図



## 地方財政法改正の概要

地方公共団体が行う公共施設等に係るアスベストの除去に要する経費について、地方財政法第5条に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもってその財源とすることができるよう、特例規定を設ける。

### 1. 背景

- 現行の地方財政法では、公共施設等の解体やアスベスト建材の撤去のみの事業や飛散防止のみのための応急事業は、地方財政法第5条第5号の「建設事業費」に該当しないものと解されており、地方債をもって財源とすることはできないこととされている。

- これらの工事は、人の健康又は生活環境に係る被害の防止のため緊急に対応することが必要であるが、地方債で財源措置が行えない場合、財源が確保されないことから実施が困難となる地方公共団体が発生することが想定される。

### 2. 概要

- 地方公共団体が公共施設等の解体やアスベスト建材の除去を行う場合、地方財政法第5条第5号の「建設事業費」に該当しない場合であっても地方債をもって財源とすることができることとする。

## 建築基準法改正の概要

アスベストによる健康被害が生じないよう、建築物におけるアスベストの使用を規制するための改正を行う。

### 1. 背景

- 吹付けアスベストなど、アスベストを飛散させる危険性があるものについてには、建築物の利用者に健康被害を生ずるおそれ。
- このため、今後、アスベストの飛散による健康被害が生じないよう、建築物におけるアスベストの使用に係る規制を導入する。

### 2. 概要

吹付けアスベスト、アスベスト含有吹付けロックウール等飛散のおそれのあるものの使用を規制する。

#### 【規制の効果】

- ① 増改築時における除去等を義務づけ
- ② アスベストの飛散のおそれのある場合に勧告・命令等を実施
- ③ 報告聴取・立入検査を実施
- ④ 定期報告制度による閲覧の実施

#### (参考)吹付けアスベスト等の実態調査

- 民間建築物 11,851棟 (3月31日現在)
- 社会福祉施設 262施設 (2月13日現在)
- 病院 396施設 (2月13日現在)
- 学校施設等 958施設 (3月16日現在)
- 公共建築物 6,617施設 (11月29日現在)

## 廃棄物処理法改正の概要

**今後大量に発生するアスベスト廃棄物について、溶融による無害化処理を促進・誘導するため、国の認定による特例制度を創設する。**

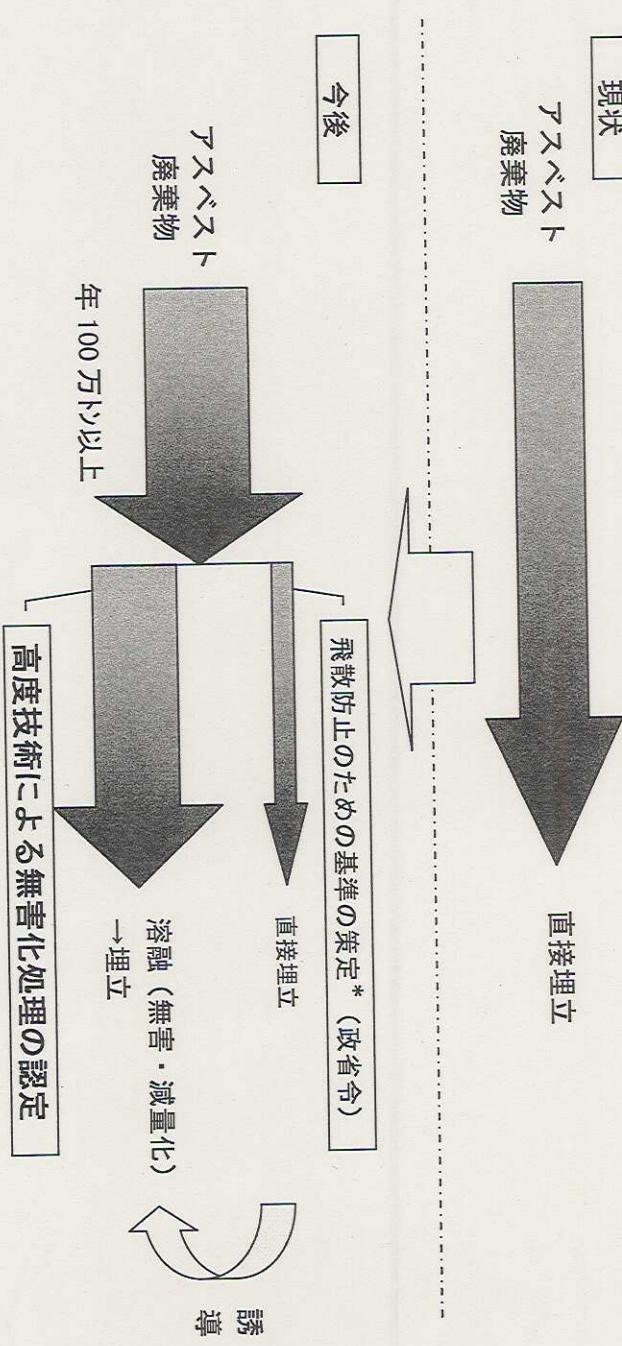
### 1. 背景

- 建築物の解体等に伴って、アスベスト廃棄物（スレート等アスベスト含有建材、吸引けアスベスト、アスベスト含有家庭用品）が、今後大量に発生\*。
  - \* ストック量約4000万トン、年間排出量100万トン以上。
- 住民不安を背景とした処分場での受入、忌避に加え、今後予定している処理基準の強化\*等により、大量のアスベスト廃棄物が滞留し、不法投棄等につながるおそれ。
  - \* 破碎施設の屋内設置、高度な集じん装置の設置の義務付け等。
- これを安全かつ円滑に処理するために、従来の埋立処分に加え、高温の溶融等による「高度技術による無害化処理」という新たなルート\*の確保が必要。
  - \* 既存の溶融炉等の民間施設を活用すれば、滞留するアスベスト廃棄物を処理可能。

### 2. 概要

- アスベスト廃棄物を溶融・無害化する「高度技術による無害化処理」について、国が、個々の施設の安全性を確認して認定\*することにより、促進・誘導。
  - \* 個々の業及び施設設置の許可なしに、処理の実施を可能とする。

#### 【参考例：スレート等アスベスト含有建材の処理フロー】



\* 破碎施設の屋内設置、高度な集じん装置の設置の義務付け等。

## (財)日本建築センターによる建設技術審査証明

建設技術審査証明は、建築物等の各種の技術に關し、民間で開発された様々な新しい技術について第三者機関として日本建築センターが中立的立場から審査・證明を行うもの。

アスベストの除去工法および封じ込め工法については、下記の審査項目について試験結果等を基に審査委員会等により審議され証明が行われており、工事を受注する際に所定の技術を有することの証明に活用されている。

### 審査対象と証明件数

- 除去工法(22件)
  - 既存の建築物に施工されたアスベスト含有吹付け材を安全に除去する技術
- 封じ込め工法 (4件)
  - 既存の建築物に施工されたアスベスト含有吹付け材を安全に封じ込める技術

### 審査項目

- 除去工法については、主として次の3項目について技術審査を実施
  1. 除去工事に際し、作業区域に隣接する部分の空気1リットル中のアスベスト纖維の本数をおよそ10本以下とすることにより、汚染を抑制する。
  2. 除去工事終了後に、作業場所における空気1リットル中のアスベスト纖維の本数をおよそ10本以下とすることにより、建築物利用者の安全を確保する。
  3. 除去工事中の作業者は、関連法令等に則って作業を行う等のほか、施工中に発生のおそれがある各種の事態を想定して、その対策を講ずることにより、安全を確保する。
- 封じ込め工法については、主として次の4項目について技術審査を実施
  1. 所定の性能を有する粉じん固化剤(飛散防止処理剤)を使用して吹付けアスベストを封じ込めることにより、吹付けアスベストからアスベスト纖維の飛散を防止し、既存の建築物利用者の安全を確保する。
  2. 封じ込め工事に際し、作業区域に隣接する部分の空気1リットル中のアスベスト纖維の本数をおよそ10本以下とすることにより、汚染を抑制する
  3. 封じ込め工事終了後に、作業場所における空気1リットル中のアスベスト纖維の本数をおよそ10本以下とすることにより、建築物利用者の安全を確保する。
  4. 封じ込め工事中の作業者は、関連法令等に則って作業を行う等のほか、施工中に発生のおそれがある各種の事態を想定して、その対策を講ずることにより、安全を確保する。

**吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術  
(除去工法)**

既存の建築物に施工されたアスベスト含有吹付け材をアスベスト粉じんの飛散防止を十分に配慮しながら、安全に除去する技術です。

No.	審査証明番号 (審査証明年月日)	技術の名称	会社名
1	保全審査証明第9006号 (1990.7.27) 更新 (1995.7.27) 更新 (2000.7.27) 更新	吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術「AG Rジストム(除去工法)」	(株)エービーシー商会
2	保全審査証明第9007号 (1990.9.28) 更新 (1995.9.28) 更新 (2000.9.28) 更新	吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術「ペストクリン工法(除去工法)」	協和産業(株)
3	保全審査証明 第9008号 (1990.9.28) 更新 (1995.9.28) 更新 (2000.9.28) 更新	吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術「ヘ式アスベスト除去工法」	(株)日栄
4	保全審査証明第9009号 (1990.9.28) 更新 (1995.9.28) 更新 (2000.9.28) 更新	吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術「アスシール除去工法」	日本トリー(株)
5	保全審査証明第9010号 (1990.9.28) 更新 (1995.9.28) 更新 (2000.9.28) 更新	吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術「マイセイEPA工法(除去工法)」	明星工業(株)
6	保全審査証明第9012号 (1990.11.14) 更新 (1995.11.14) 更新 (2000.11.14) 更新	吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術「AS P工法(除去工法)」	清水建設(株)
7	BCJ-審査証明-1 (2001.2.7)	吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術「NACシステム(除去工法)」	(株)サン・クリーン
8	BCJ-審査証明-8 (2001.10.17)	吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術「A.S.A.システム(除去工法)」	(株)オーシャンテック
9	BCJ-審査証明-9 (2001.10.17)	吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術「ケミカルASR工法(除去工法)」	ムライケミカルパック(株)
10	BCJ-審査証明-10 (2001.10.17)	吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術「テクトリカ工法(除去工法)」	神東塗料(株)
11	BCJ-審査証明-14 (2002.1.27)	吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術「SAAシステム(除去工法)」	ショーボンド建設(株)
12	BCJ-審査証明-31 (2003.5.18)	吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術「JIC アスベスト除去工法」	日本インシュレーション(株)

No.	審査証明番号 (審査証明年月日)	技術の名称	会社名
13	BCJ-審査証明-32 (2003.5.18)	吹付けアスペスト粉じん飛散防止処理技術「JE-T.MANSシステム(除去工法)」	東京トリムテック(株)
14	BCJ-審査証明-38 (2003.9.17)	吹付けアスペスト粉じん飛散防止処理技術「ヤマトアスベスト撤去工法(除去工法)」	野村興産(株)
15	BCJ-審査証明-53 (2004.5.18)	吹付けアスペスト粉じん飛散防止処理技術「TSシステム工法(除去工法)」	田中石灰工業(株)
16	BCJ-審査証明-61 (2005.2.1)	吹付けアスペスト粉じん飛散防止処理技術「エスピーワール工法(除去工法)」	(株)エスピーワール
17	BCJ-審査証明-62 (2005.2.23)	吹付けアスペスト粉じん飛散防止処理技術「コンステックAG-システム(除去工法)」	(株)コンステック
18	BCJ-審査証明-63 (2005.2.23)	吹付けアスペスト粉じん飛散防止処理技術「J.P.システム(除去工法)」	(株)エーアンドエーマテリアル 東京トリムテック(株) ナイガイ(株) ニチアス(株) (株)ノサワ (株)ゼネラルエンジニアリング 日東紡績(株)
19	BCJ-審査証明-64 (2005.2.23)	吹付けアスペスト粉じん飛散防止処理技術「アステクターAST工法(除去工法)」	(株)テクネット
20	BCJ-審査証明-65 (2005.2.23)	吹付けアスペスト粉じん飛散防止処理技術「アッカシステム(乾式)(除去工法)」	北海道パライプライン工業(株) 北海道川重建機(株) 住友商事(株)
21	BCJ-審査証明-101 (2006.3.25)	吹付けアスペスト粉じん飛散防止処理技術「NSクリーンシステム(除去工法)」	エヌエス環境(株)
22	BCJ-審査証明-102 (2006.3.25)	吹付けアスペスト粉じん飛散防止処理技術「MP工法(除去工法)」	(株)マルコオ・ポーロ化工

**吹付けアスペスト粉じん飛散防止処理技術  
(封じ込め工法)**

既存の建築物に施工されたアスペスト含有吹付け材をアスペスト粉じんの飛散防止を十分に配慮しながら安全に封じ込める技術です。

No.	審査証明番号 (審査証明年月日)	技術の名称	会社名
1	BCJ-審査証明-39 (2003.12.6)	吹付けアスペスト粉じん飛散防止処理技術「コンステックAG-Fシステム(封じ込め工法)」	(株)コンステック
2	BCJ-審査証明-40 (2003.12.6)	吹付けアスペスト粉じん飛散防止処理技術「J・P・システム(封じ込め工法)」	(株)エーアンドエーマテリアル 東京トリム・テック(株) ナイガイ(株) ニチアス(株) (株)ノザワ (株)ゼネラルエンジニアリング 日東紡績(株)
3	BCJ-審査証明-41 (2003.12.6)	吹付けアスペスト粉じん飛散防止処理技術「ペストクリン工法(封じ込め工法)」	協和産業(株)
4	BCJ-審査証明-42 (2003.12.6)	吹付けアスペスト粉じん飛散防止処理技術「AGRシステム(封じ込め工法)」	(株)エービーシー商会

平成18年3月31日

## 石綿(アスベスト)除去に関する費用について

**平成17年7月から平成17年12月の半年間ににおける、施工実績データ(別紙)より算出。**

吹き付けアスベスト処理費用(1m<sup>2</sup>あたり単価)の目安としてはおおよそ以下の通りである。  
(仮設、除去、廃棄物処理費等全ての費用を含む)

1. アスベスト処理面積300m<sup>2</sup>以下の場合  
20千円/m<sup>2</sup> ~ 80千円/m<sup>2</sup>
2. アスベスト処理面積300m<sup>2</sup>~1,000m<sup>2</sup>の場合  
15千円/m<sup>2</sup> ~ 55千円/m<sup>2</sup>
3. アスベスト処理面積1,000m<sup>2</sup>以上の場合  
10千円/m<sup>2</sup> ~ 25千円/m<sup>2</sup>

**備考**

- ・アスベストの処理費用は状況により大幅な違いがある。(部屋の形状、天井高さ、固定機器の有無など、施工条件により、工事着工前準備作業・仮設などの程度が大きく異なる、処理費に大きな幅が発生する。)
- ・特にアスベスト処理費用300m<sup>2</sup>以下の場合は、処理面積が小さいだけに状況の違いが単価に大きく影響している。
- ・処理費用の目安としては、別紙施工実績データから処理件数上下15%をカットして算出している。

※今後の処理費用は情勢により、変動が予想される。

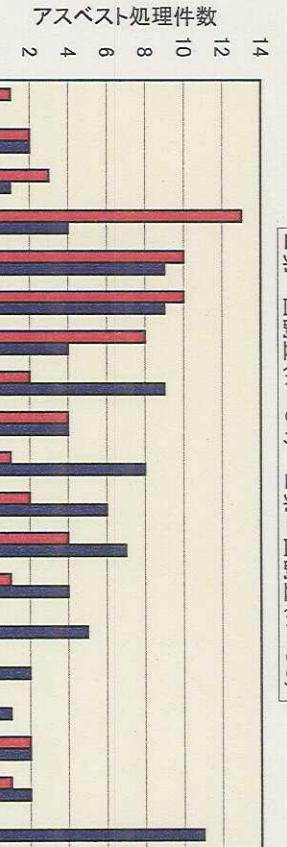
【(社)建築業協会調べによる。】

●石綿(アスベスト)処理費用の過去実績データ

【(社)建築業協会の調査による】

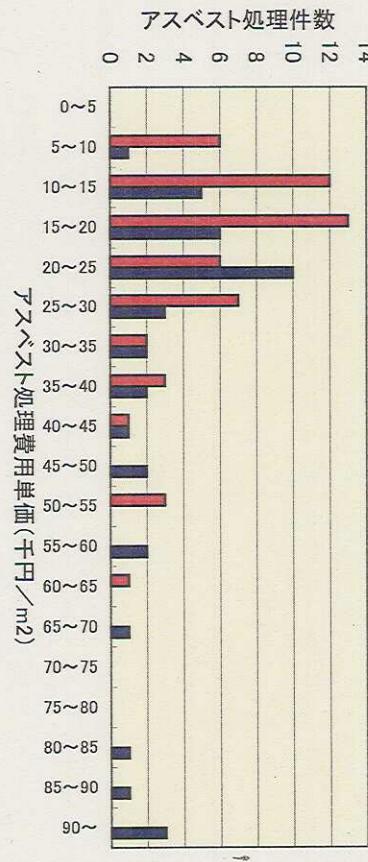
第一回調査：過去3年間(H17.6まで)の施工実績データ。  
第二回調査：H17.7～H17.12の施工実績データ。

1) アスベスト除去面積 300m<sup>2</sup>以下の場合



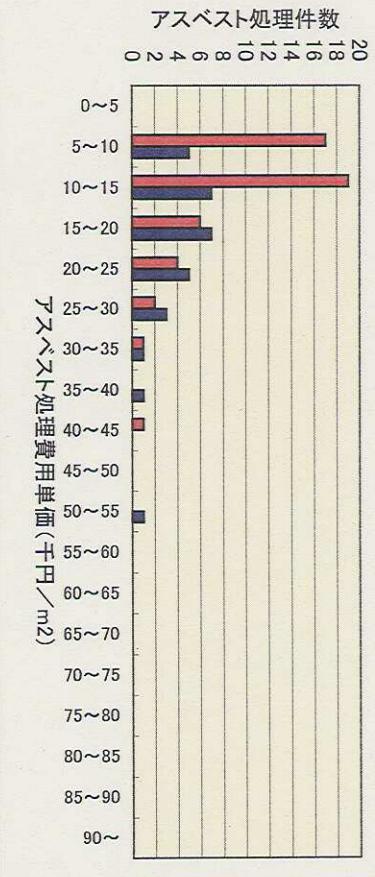
2) アスベスト除去面積 300～1000m<sup>2</sup>未満の場合

■第一回調査(n=54) ■第二回調査(n=40)



3) アスベスト除去面積 1000m<sup>2</sup>以上の場合

■第一回調査(n=50) ■第二回調査(n=30)



平成18年3月31日  
国 土 交 通 省

## 石綿に関する行動計画の進捗状況について

### 1. 目的・経緯

今後のアスベスト被害を拡大しない対応の一つとして、建設業における石綿に関する行動計画の作成、報告を求め、昨年12月27日に進捗状況を公表したところであるが、今般、進捗状況を把握しましたので公表します。

### 2. 依頼内容

- |                |                 |                  |
|----------------|-----------------|------------------|
| <u>1. 依頼対象</u> | (社) 日本建設業団体連合会  | (社) 日本土木工業協会     |
|                | (社) 建築業協会       | (社) 全国建設業協会      |
|                | (社) 日本建設業経営協会   | (社) 全国中小建設業協会    |
|                | (社) 住宅生産団体連合会   | (社) 全国解体工事業団体連合会 |
|                | (社) 建設産業専門団体連合会 | (社) 日本空調衛生工事業協会  |
|                | (社) 日本電設工業協会    |                  |

### 2. 依頼項目

- (1) 関係法令の遵守の周知徹底のための行動計画の作成
- (2) 健康管理手帳制度や労災補償制度の周知徹底のための行動計画の作成

### 3. 行動計画の進捗状況

- (1) 関係法令の遵守の周知徹底のための行動計画の概要
  - (社) 日本建設業団体連合会、(社) 日本土木工業協会、(社) 建築業協会の3団体が、石綿使用建築物等解体等業務特別教育の講師100名を養成した。
  - (社) 住宅生産団体連合会が、石綿使用建築物等解体等業務特別教育の講師47名を養成した。
  - (社) 日本建設業団体連合会、(社) 日本土木工業協会、(社) 建築業協会の3団体が、施工管理者等約2,100名を対象とした説明会を全国9ヶ所にて開催した。
  - 主として(社) 全国建設業協会、専門工事業者団体が、講習会を実施、若しくは、建設業労働災害防止協会等他の団体が実施する講習会に参加し、石綿使用建築物等解体等業務特別教育の受講者約99～000人を養成した。  
(前回12月公表時点より、約42,000人増加した。)
  - (社) 住宅生産団体連合会が、低層住宅石綿取扱ガイドを約14,600部作成し会員に配布した。
  - 各団体が、ポスター約55,000枚、手帳30,000部を会員に配布し周知徹底を図った。
  - 各団体が、ホームページ及び機関誌等に情報を掲載するとともに、各団体の傘下会員等に機関誌等を配布し周知徹底を図った。
- (2) 健康管理手帳制度や労災補償制度の周知徹底のための行動計画の概要
  - (社) 日本建設業団体連合会、(社) 日本土木工業協会、(社) 建築業協会の3団体が、健康管理手帳制度に関するポスターを約10,000部作成し会員に配布した。
  - 各団体が、ホームページ及び機関誌等に情報を掲載し、各団体の傘下会員等に機関誌等を配布し周知徹底を図った。

3. 当省の今後の対応
  - なお、当省としては、今後とも関係省庁や関係団体等と連携をとりながら所要の支援、フォローアップを行ってまいります。

## アスベストによる健康被害等の状況に関する調査

資料 2.3-1

事業	調査の依頼先	調査対象 (注1)	回答数	従業員の疾病者数(注2)		(注5)
				うち死亡者数	家族等の疾 病者数(注2)	
(社)日本建設業団体連合会		161	161	5	3	0
(社)日本土木工業協会						
(社)建築業協会						
(社)全国建設業協会		26,370	11,025	8	4	0
(社)全国解体工事業団体連合会		1,650	1,650	0	0	0
(社)全国中小建設業協会		826	630	0	0	0
(社)建設産業専門団体連合会		56,467	13,754	6	3	0
(社)住宅生産団体連合会		1,174	842	0	0	0
(社)日本空調衛生工事業協会		6,868	3,437	8	6	0
(社)日本電設工業協会		406	171	2	2	0
(社)日本鉄道車両工業会		38	38	23	16	0
信号工業協会		16	16	0	0	0
鉄道車両等 製造業	(社)日本鉄道電気技術協会	11	11	0	0	0
	鉄道分岐器工業協会	7	7	0	0	0
	日本索道工業会	4	4	0	0	0
	その他の鉄道車両等製造業者	3	3	3	2	0
鉄軌道事業	鉄軌道事業者	201	201	8	7	0
旅客自動車 運送事業	(社)日本バス協会	2,235	2,013	0	0	0
	(社)全国乗用自動車整備振興会連合会	6,633	6,437	0	0	0
貨物自動車運送事業	(社)全日本トラック協会	51,364	272	2(注4)	2(注4)	0
自動車整備事業	(社)日本自動車整備振興会連合会	85,948	85,948	9	4	0
	(社)日本船主協会	104	97	8	5	0
海運事業	(社)日本外航客船協会	9	9	0	0	0
	(社)日本旅客船協会	621	385	0	0	0
	日本内航海運組合総連合会	3,235	809	0	0	0
造船業(注5)	(社)日本造船工業会	19	19	71	58	0
	(社)日本中小型造船工業会	466	466	0	0	0
	(社)日本造船協力事業者団体連合会	1,498	1,371	13	12	0
	その他造船事業者	4	4	18	14	0
船舶用工業	(社)日本舶用工業会	201	168	6	4	0
	(社)日本舟艇工業会	35	35	0	0	0
	(社)日本船舶電装協会	382	224	1	1	0
	(社)日本船用機関整備協会	730	292	0	0	0
漁船関係	(社)大日本水産会	16(注3)	16(注3)	1	1	0
港湾運送事業	(社)日本港運協会	1,454	1,294	5	2	0
	(社)全日本航空事業連合会	72	67	0	0	0
	その他の航空運送事業者等	25	17	0	0	0
航空関係	(社)全国空港ビル協会	53	53	0	0	0
	その他の空港ビル会社等、空港会社	42	42	0	0	0
	(社)全国空港給油事業協会	38	37	0	0	0
	(財)空港環境整備協会	1	1	0	0	0
	(財)航空保安協会	1	1	0	0	0
倉庫事業	(社)日本倉庫協会	2,668	1,730	2	1	0
	(社)日本冷蔵倉庫協会	1,416	447	0	0	0
	全国トラックターミナル協会	18	18	0	0	0
貨物利用 運送事業	(社)全国通運連盟	460	309	2(注4)	2(注4)	0
	(社)航空貨物運送協会	124	51	0	0	0
	(社)日本インターナショナルフレightワータース協会	322	237	0	0	0
合計	—	254,396	134,819	196(注4)	131(注4)	0

(注1) 調査対象事業者等の中で、公表時点で有効な回答があった数です。建設業については平成17年12月27日、造船業については平成17年9月27日、その他は平成17年8月26日に公表した調査結果です。

(注2) 当該事業に際してアスベストにより疾病したと思われる方の人数です。

(注3) 船舶関係の数値は、漁業を所管する農林水産省が(社)大日本水産会の傘下団体単位で集計したものです。

(注4) 同一の方が、貨物自動車運送事業及び貨物利用運送事業の両方に計上されています。合計では重複分を除いています。

(注5) 全国建設業協会回答分と3名(うち死亡2名)が重複しています。(合計では重複分は除く。)

(連絡先)
国土交通省海事局船員労働環境課
常盤、岩下
TEL 03-5253-8111 内線 45256
社会保険庁運営部医療保険課
秋田谷
TEL 03-5253-1111 内線 3606

### 船員であった者に対する健康管理制度（無料健康診断制度）の導入について

平成17年10月28日  
国土交通省海事局  
社会保険庁

平成17年7月29日に開催された「アスベスト問題に関する関係閣僚による会合」において、船員であった人への過去の被害に対する対応として、平成17年中に健康管理制度（無料健康診断を含む）を導入することとしたところである。

今般、船員であった者に対する健康管理制度を導入し、本年12月15日から実施することとしたところである。  
概要は以下のとおり。

#### 1. 制度概要

船内において石綿を取り扱う業務等に従事したことにより、健康被害を受けた者に対し健康診断を実施することにより、健康管理を行うものである。

#### 2. 対象者

船内において石綿を取り扱う業務等に従事していた船員（船員法第1条の船員）であつた者で、胸部エックス線写真等により石綿被曝等に係る一定の所見があると専門の医師により診断された者

#### 3. 申請書類

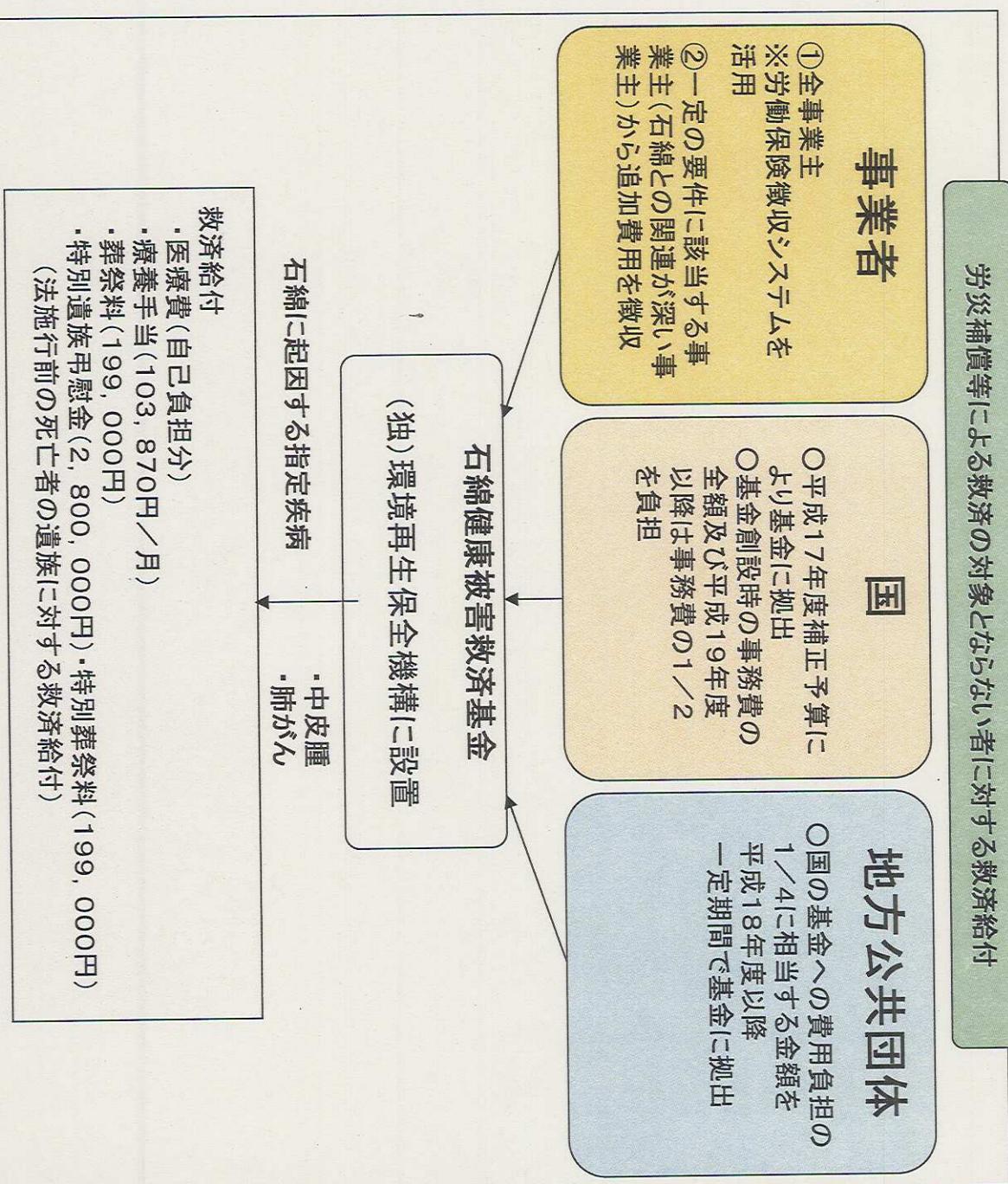
- ①申請書
- ②石綿を取り扱う業務に従事していたことを証明する船舶所有者等の証明書
- ③胸部エックス線写真等
- ④③の胸部エックス線写真等により石綿被曝等に係る一定の所見（不整形陰影又は胸膜肥厚）がある旨の医師（労災病院等の医師）の診断書等

#### 4. 受付窓口

国土交通省海事局船員労働環境課（郵送による申請の場合）又は各地方運輸局等の窓口

## 石綿による健康被害の救済に関する法律の概要

目的：石綿による健康被害の特殊性にかんがみ、石綿による健康被害に係る被害者等の迅速な救済を図る。  
 施行日：基金の創設 平成18年2月10日  
 救済給付・特別遺族給付金の支給 平成18年3月27日  
 事業者からの費用徴収 平成19年4月1日  
 ※ 制度全体について5年後に見直し。



### [特別遺族給付金の支給]

- 対象者：指定疾患等により死亡した労働者(特別加入者を含む。)の遺族であって、時効により労災保険法に基づく遺族補償給付の支給を受ける権利が消滅したもの。
- 給付額：特別遺族年金原則240万円／年
  - ※ 特別遺族年金の支給対象とならない遺族には一時金を支給する。
- 財源：労働保険特別会計労災勘定から負担する。

# 石綿による環境汚染・健康障害をなくそう！

— そのためにすること一覧 —



## 事前の手続き等

石綿粉じんを飛散させないために

作業員の健康を守るために

特別教育の実施

(対象：解体作業従事者全員)

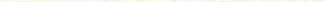
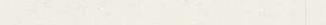
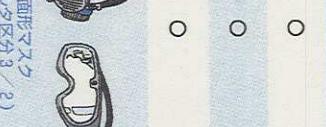
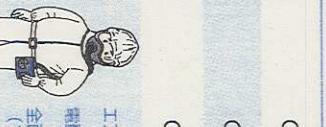
石綿作業主任者の選任

<石綿則第19条>

健康診断の実施、記録の30年保管

<石綿則第40条、第41条>

保護具



## アスベス ト調査に係る情報についての重要事項説明への追加について

### 1. 背景

アスベス ト問題については、政府全体で被害の実態把握、被害の拡大防止、国民の不安への対応等を一体的に検討しており、緊急に取り組むべき課題として、昨年12月27日に「アスベス ト総合対策」がとりまとめられ、その中で、「宅地建物取引業法上、アスベス ト調査に関する事項を取りの際の重要事項説明の対象とすること」についての検討を行うこととされた。

### 2. 具体的施策

宅地建物取引業法第35条第1項第12号の規定に基づく宅地建物取引業法施行規則第16条の4の2を改正し、宅地建物取引業者が契約の成立前までに購入者等に対して行わなければならない重要事項説明として、建物について、石綿の使用の有無の調査の結果が記録されているときは、その内容を説明することを新たに規定した。

(※ 3月13日公布、4月24日施行)

さらに、省令の施行に向けて、今回の改正内容を周知徹底し、その円滑な施行を図るため、3月17日付けで業界団体等に対し当該改正の施行通知を発出するとともに、「宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方」に改正内容に関する事項を追加した。

## 各種問い合わせ先

項目	問い合わせ機関	電話
吹付けアスベスト粉じん飛散 防止処理技術審査証明について	(財)日本建築センター 東京都港区虎ノ門2番2号 第30森ビル	03-3434-7163
含有建材のアスベストの分析 に係る講習について	(社)日本作業環境測定協会 精度管理センター 東京都江東区扇橋芝1丁目21 番25号	03-5653-9897
建材中のアスベスト含有率分 析及び気中のアスベスト濃度 の測定について	(財)建材試験センター 東京都中央区日本橋茅場町2- 9-8 友泉茅場町ビル	048-935-1994
労災補償の対象とならない方 に対する救済給付について	(独)環境再生保全機構 神奈川県川崎市幸区大宮町13 10ミユーザ川崎セントラルタ ワー9階	0120-389-931